時価評価除外法人が新たな事業を開始した場合の控除未済欠損金額の特例に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表七(二)付表四　令八・四・一以後終了事業年度分

控除未済欠損金額の特例計算

事業年度	欠損金の区分	調整前控除未済欠損金額 (別表七(二)「8」又は「11」)	調整後の控除未済欠損金額の計算			
			時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額以上である場合 (1)	時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては(1)と((6)－(7))のうち少ない金額、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(1)の金額)	簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合 (支配関係事業年度前の事業年度にあっては0、支配関係事業年度以後の事業年度にあっては(1)と((8)－(10))のうち少ない金額)	調整後控除未済欠損金額 (2)、(3)又は(4)
		1	2	3	4	5
・　・ ・　・		円	円	円	円	円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
計						

時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額に満たない場合又は簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合の控除未済欠損金額の計算の明細

事業年度	欠損金の区分	時価純資産超過額が支配関係前控除未済欠損金額の合計額に満たない場合		簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合		
		支配関係前控除未済欠損金額 (支配関係事業年度の前事業年度の別表七(一)「5」)	(6)のうち制限対象金額を構成するものとされた部分の金額 ((13)の金額を(6)の古いものから順次振当)	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 (支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金額又は災害損失欠損金額」)	(8)のうち特定資産譲渡等損失相当額 (別表七(二)「19」)	(9)のうち簿価純資産超過額を構成するものとされた部分の金額 ((14)の金額を(9)の古いものから順次振当)
		6	7	8	9	10
・　・ ・　・		円	円	内　円	円	円
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
・　・ ・　・				内		
計						

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産超過額又は簿価純資産超過額の計算の明細

時価純資産超過額 ((22の①)－(26の①))－((22の②)－(26の②))	11	円	制限対象金額 (12)－(11)	13	円
支配関係前控除未済欠損金額の合計額 (6の計)	12		簿価純資産超過額 ((22の②)－(26の②))－((22の①)－(26の①))	14	

支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額及び簿価純資産価額の明細

資産								負債			
名称等		時価 ①	帳簿価額 ②	名称等		時価 ①	帳簿価額 ②	名称等		時価 ①	帳簿価額 ②
	15	円	円		19	円	円		23	円	円
	16				20				24		
	17				21				25		
	18			計	22			計	26		